

令和2年第4回(12月)大郷町議会定例会会議録第2号

令和2年12月2日(水)

---

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	特命参事	千葉	伸吾君
総務課長	浅野	辰夫君	財政課長	熊谷	有司君
まちづくり政策課長	伊藤	義継君	復興定住推進課長	武藤	亨介君
税務課長	小野	純一君	町民課長	千葉	昭君
保健福祉課長	鎌田	光一君	農政商工課長	高橋	優君
地域整備課長	三浦	光君	会計管理者	片倉	剛君
学校教育課長	菅野	直人君	社会教育課長	千葉	恭啓君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

---

議事日程第2号

令和2年12月2日(水曜日) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 一般質問〔2人 5件〕  
 ◎一般質問通告順  
 5. 8番 石川壽和 議員  
 6. 1番 吉田耕大 議員
- 日程第 3 議案第77号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第78号 大郷町農園の管理及び運営に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第79号 大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第80号 大郷町住民バスの指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第81号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第82号 黒川地域行政事務組合理約の変更について
- 日程第 9 議案第83号 黒川地域行政事務組合の財産処分について
- 日程第10 議案第84号 令和2年度大郷町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第11 議案第85号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第86号 令和2年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第87号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第88号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第89号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第90号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第91号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第92号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算(第4号)

---

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 一般質問〔2人 5件〕  
◎一般質問通告順  
5. 8番 石川壽和 議員  
6. 1番 吉田耕大 議員
- 日程第 3 議案第77号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第78号 大郷町農園の管理及び運営に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第79号 大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第80号 大郷町住民バスの指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第81号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第82号 黒川地域行政事務組合理約の変更について
- 日程第 9 議案第83号 黒川地域行政事務組合の財産処分について
- 日程第10 議案第84号 令和2年度大郷町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第11 議案第85号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第86号 令和2年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第87号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第88号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第89号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第90号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第91号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第92号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算(第4号)

---

午 前 10時00分 開 会

議長(石川良彦君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、2番佐藤 牧議員及び3番赤間茂幸議員を指名いたします。

---

---

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番石川壽和議員。

8番（石川壽和君） おはようございます。8番石川でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回大綱2点について質問をさせていただきます。

まず1点目、内水被害対策について。

3月定例会での一般質問で、内水被害対策に対する答弁の中で、町が管理する普通河川でも対象となる緊急しゅんせつ推進事業を活用して対応するとのことでした。それに基づいて次の点をお伺いいたします。

（1）大松沢の農業法人イグナルファームと東北アグリヒトのハウスの損壊も内水による鶴田川、新堀川の越流や氾濫によるものと思われま。その後の対応をお伺いいたします。

（2）昨年の台風19号時における大松沢、上村地区の各ソーラー施設の調整池の機能は十分に果たされていたのか。また、それを検証されたのかお伺いいたします。

次に大綱の2番目でございます。心のケアハウスについて。

本年5月に開所された子供の心のケアハウス、トライアングルについて次の点をお伺いいたします。

（1）これまでの利用状況をお伺いいたします。

（2）教育機会確保法が施行されましたが、不登校児童生徒への対応策に変化はあるのかお伺いいたします。

以上大綱2点についてよろしくお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。初めに、町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの石川議員の内水被害対策についての御質問でございます。

（１）であります。町管理河川については、今年度創設された緊急しゅんせつ推進事業により、東成田地区の西光寺川については、河川緊急しゅんせつ工事を発注してございます。堆積箇所著しい町管理河川については、本事業の対象期間である５カ年で調査を実施しながら継続的に事業を行ってまいりたいと考えております。

また、県管理河川については、今後の災害等に備え、早急な対応をしていただくよう、町として強く要望しているところであります。今年度は味明川について、堰場橋より下流で堆積土砂の撤去を実施してございます。来年度は、宮城県より町内の県管理河川を調査し、必要に応じて堆積土砂の掘削を実施していくとの回答を得てございますので、早急な対応をしていただくよう、引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

（２）については、対象となる太陽光発電施設において、台風19号による被害は報告されていないことから、調整池の機能は十分果たしているものと考えております。なお、調整池の機能検証については実施しておりません。

以上、私の答弁とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 次に、２点目の心のケアハウスについての御質問に私のほうから答弁させていただきます。

（１）につきましては、10月末現在で正式な手続を経た通所者は２人でございます。ケアハウスでは、来所支援、学校支援、家庭支援を３つの柱としており、延べにして体験通所も含めた来所支援は14人、学校に出向いての学習支援は46人、家庭訪問等の家庭支援は6人で、合計、延べですけれども66人に支援を行っております。

（２）については、平成28年に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の基本理念の下に、国と地方公共団体の役割分担を明確にしたもので、現在の対応策が変わるものではないと考えております。これからも不登校児童生徒を含む全ての児童生徒が安心して教育が受けられるように、一人一人の特性や状況等を把握し、ケアハウスや各種相談体制を充実させていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 答弁をいただきました。

まず、この緊急しゅんせつ推進事業についてなんですが、今答弁にもありましたけれども、5カ年で計画するということだったんですが、今年はいよいよ台風1つも来なくて、水の心配はなかったんですが、5カ年かけてやるということなんですが、早急にやらなければいけないような箇所というのは把握していらっしゃるのか。それで何か所ぐらいあるのか。その辺お分かりであればお聞かせください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

早急ということで、まず、初めに今年度発注いたしました西光寺川を実施してございます。また、味明川等につきましても、一部著しい箇所がございまして、そちらにつきましても早急に対応してまいりたいと考えております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 通告書の中で、大松沢にある農業法人イグナルファームと東北アグリヒト、被害を受けたわけなんですが、その辺の関連について、私は鶴田川と新堀川が関係しているのかなと思っているんですが、その辺の捉え方はどうなのかお聞かせをください。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

今回の台風19号につきましては、これまでも類を見ないような大雨の量でございました。確かに鶴田川や新堀川からの越水もございましたが、また、大衡側の上流側のほうからもかなりの水が来てございます。河川の越水等も一部と考えられますが、それらが全て悪い方向に動いてしまいまして、今回の災害が起きたと思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） イグナルファームについては順調に再開してやっつけようございまして。東北アグリヒトもうちの前ですので見ていると、解体が始まったようなんですが、その方々が安心してやっぱりこれからも大郷で仕事をしていくのには、その材料、安心できるような材料というのにも必要かなと思うんですが、その点どうお考えなのかお聞かせをいただければと思うんですが。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 進出していただきました企業が安心していただ

けるよう、我々地域整備課、町としてはまず河川のそういった堆積土砂を撤去したり、県河川であれば、その県の堆積土砂につきまして、早急に撤去していただくよう、強く要望していただくことが一番の策だと思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 通告には載せていなかったんですが、東北アグリヒト、解体が始まったようなんですが、一部の方は御存じかもしれませんが、我々にこれからの流れ、もし、お聞かせいただけるのであれば、どんな形になるのか、

議長（石川良彦君） 石川壽和議員、内水対策の質問に切り替えてください。

8番（石川壽和君） 分かりました。

もう1つ、またこれも止められるかもしれませんが、あそこの解体の看板を見ると、発注元が大郷町になっているんですね。解体工事の看板が。その辺何でなのか、もし議長のお許しが得られれば。

議長（石川良彦君） 次の質問にしてください。

8番（石川壽和君） この緊急しゅんせつ推進事業、確かに5カ年でということ、令和2年度は900億、5年間で4,900億、これ全国規模のことなので、私的には早い者勝ちなのかなと思うところがあるので、この辺のところをどう捉えていらっしゃるのか、5カ年でやるという形はいいんですが、予算もあることですので、限られた予算の中でやるということですので、その辺のところどう考えていらっしゃるのか。考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

緊急しゅんせつ推進事業につきましては、ただいま議員がおっしゃられたとおりの事業費のもので、国のほうから創設されたということで来てございます。確かに早い順というふうな捉え方もあろうかと思っておりますが、町といたしましては、必要に応じて実施していき、例えば、予算がなくなったからといって緊急性の高いものについてやらないということではございませんので、この辺につきましては予算の枠がなくなったとしても、国に対しては必要性を強く訴えてまいりたいと考えております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） いずれにしても先ほども申し上げましたが、せつかく大郷町に来て企業をやる方々が安心して仕事ができるように配っていただければなと思っております。

それでは、(2) ソーラー施設の調整池について。被害の報告もないし、ということなんです、検証していないということなんです、まるきり聞いてもないし見てもいないということなんです。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） こちらの太陽光施設に関しまして、台風あるいは大雨の際には、町から実際に現在といたしますか、被害があるのかどうかの調査は行っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 私も開発調整委員の委員になっているんですが、もっと早くその会合を開くように要請していればよかったんですが、その辺のところ開発調整会議の中でもみんなで情報を共有するというような形を取ればなと思うんですが、通告には大松沢の上村地区としましたが、大郷町の中に大変メガソーラーと言われるようなところもありますし、その辺のところの検証を開発調整会議なりで、みんなで見て、また安心する材料をつくりたいなと思うんですが、その辺のところどうお考えでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

開発調整会議につきましては、案件があれば開催は可能でございますので、そういったことは検討してまいりたいと思いますが、技術的な検証という形になると、その辺の方策がどのやり方がいいのか、その辺は考える必要があるかと思えます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） せっかくある開発調整会議なので、その辺のところはみんなで情報を共有して、安心して暮らせるようなまちづくりに貢献できればなと思うので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは大きな2点目、心のケアハウスなんですが、延べ66人ということで、心のケアハウスの通所の実績ということなんです、この中で不登校の子供さんというのはいらっしゃったのかどうか、お聞かせください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

来所支援のほうを行っておる児童につきましては、不登校の傾向がある児童でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8 番（石川壽和君） 以前の議会の中で、何人か不登校がいましたけれども、7月か何かで解消されたというようなお話も聞きましたが、じゃあその後に出た不登校児という捉え方ですか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えします。

前の教育民生常任委員会の際に御説明した内容だと思いますけれども、コロナの学校再開後、不登校傾向にあった児童生徒も登校の傾向が見られまして、いい方向に來たわけですけれども、やはり2学期を過ぎまして、徐々にやはり不登校の傾向が出てきたという現在状況でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8 番（石川壽和君） それから前の教育民生常任委員会での意見書の中で、心のケアハウスの場所の選定、あまり表で目立ちすぎてどうなのかという意見を出したと思うんですが、その辺どうお考えなのか、まずお聞かせください。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） 心のケアハウスを設置するに当たりましては、様々な検討がなされた中で、文化会館という形に決定したものでございますけれども、この施設の整備に当たりましては、県の補助事業を100%使わせていただいておりますので、整備等も行っている経過から、やはり引き続き、文化会館のほうで使っていきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8 番（石川壽和君） 目立ちすぎて行きにくいのではないかなという懸念もあったものですから、その辺の何か方策を取っていただければと思うんですが、それから同じ教育民生で出した中に、なんと言うのでしょうかね、1人で過ごせるスペースも必要ではないかなというよう意見も出していると思うんですが、その点についてどうなっているのかお聞かせください。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

その件につきましては、議員のおっしゃるとおりでございますので、今現在最大で6名が通所という状況もございますので、そこにつきましては、ケアハウスの隣に談話室がございますけれども、こちらを社会教育課と連携をして使わせていただいたり、B & G海洋センターの体育館をお借りして活動を行ったりということも行っております。また、今現在2階のほうに [REDACTED] が使っていっておりますけれども、そ

ちらのほうで、今建設中のところに移動された場合には、2階等の活用というのも社会教育課のほうと検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 不登校の原因というのは、新聞にもいろいろありますけれども、いろいろな原因があつてのことだと思つたので、その方々に応じた指導をしていただければと思つています。

それから、この教育機会確保法というのが、私も最近見て分かつたんですが、もう既に3年前に施行されたということなんですが、私も全部条文を読んだわけではないんですが、さらつと読んだところによると、不登校児童生徒への、みんなと同じような教育を受けることができる権利を保障するような形だと思つていますが、そんな考えだと思つていますが、どうでしょうか、その辺は。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） 議員御指摘のとおり、全くそのとおりだと思つています。

この平成28年の法律によって、より突っ込んだ具体的な対応を個々の子供の事情をよく斟酌してやつていくということが強く求められている法律だというふうに思つております。以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 最近、これ11月23日の新聞になんですが、御存じのとおり3年連続宮城県が不登校ワーストということで、県のほうも力を入れているようなのですが、ただその中で不登校支援というのが、3割以上まだ手当てされていないというのも現状だそうでございます。その中で小学校60.4%の方は支援されているようです。中学校で66.8。ただその中でスクールカウンセラーを置いて対応しているというところが、小学校60から39に下がり、中学校も66から44に下がるということなんですが、このスクールカウンセラーの現状、どうなつているのかお聞かせください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えします。

スクールカウンセラーにつきましては、県の施策としまして小中学校に1名ずつ配置がされているという状況でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 先ほども申し上げましたが、本当に不登校の原因というのは千差万別なので、その子供たちに対応した支援が望まれるところで

ございますが、ただ私、その条文をいろいろ読んで本当に不登校になっている子供さんに、学校に通っている子供たちと同じ、公平にというか平等にというか、それが可能なのかどうなのか。政府のほうで決めるのは決めるんでしょうけれども、担当している教育課として、その辺のところ本当に100%可能にできるのかどうなのか、ちょっと私疑問に思ったので、もし教育長なりお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） お答えいたします。

私もいろいろ条文を何回か見ておりますけれども、その中に特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備という1項がございます。全国に14校ほど、特認校みたいなものを造って、その子供のニーズに合わせた学校を先行事例として造っているようでございます。従来の子供が学校に合わせるのではなくて、学校が子供に合わせていくようなカリキュラムのようでございます。この間もテレビを見たんですが、子供が行きたいときに行って、そしてあと授業の内容も選ばせるという、あるいは週3日とか2日に登校の日を子供たちに決めさせると。子供主体にその教育内容を決めていくような学校が全国14校あるそうでございます。そういうのが先行事例として、これは全国に広がっていくのかなとは思いますが、ちょっと大きな疑問もあるわけなんですけれども、そういう動きがあるようでございます。これからますますそういった不登校の子供たちには、子供たちの要望を聞きながら教育を受けさせていくという流れが強まっていくんじゃないかなと思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） この教育機会確保法を私が知ったのが、たまたま聞いていたラジオで知りました。その中でおっしゃっていたコメンテーターの方が、すごく強烈な言葉だったんですが、行きたくなければ行かなくていいんだと。そういう制度なんだというような話だったんですが、その辺のところ教育長、どんなお考えをお持ちなのか。今の、先ほどの答弁にも含まれていたとは思いますが、もう一度お聞かせください。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） これは、あくまでも私見でございますけれども、ただこの頃の不登校の子供たちを含めたこの流れは、教育の流れというのは、子供の社会的なニーズを図るためにというふうに、あるいは子供の幸せのためにということが非常に大きくうたわれております。子供が、極端

な話、学校に行くことによってそういう幸福感というか幸せ感というか、あるいは自分らしさとか、そういったものが発揮できないで悶々としているという状況であれば、既存の学校ではなく、もっと別な緩やかなそういうふうな機関に通って、自分の自立のために勉強していくということもありなのかなというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8 番（石川壽和君） 蛇足になるかもしれませんが、またお恥ずかしい話をするんですが、前にも議会で話をしたことがあるんですが、私の娘も中学校2年の時に1年間不登校になりました。受け取っていただけるところがあって、うちの娘は回復したんですが、その中で一番気になったのが、中学校1年間、2年生の1年間、学校に丸々行かなくて、そのときに学校で出してよこした通信表がオール1だったんですよ。今、これ教育機会確保法に照らし合わせると、学校に来ないからオール1だという評価はどうかと、最近また疑問に思ったものですから、そのこのところをどんな形に、通信表の内申書というのもいまだにあるようですので、その辺のところ大きく響いてくるだろうし、学校に行っていないのにオール1の評価を下されるというのは、どうか、もし、教育長なり課長さんなりお考えがあればお聞かせをいただきたいと思うんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 現職の校長時代に、やはり今受験シーズンに入ろうとしているときでございますけれども、調査簿等作成委員会というのを校内で開きまして、子供たちに点数をつけたものを一覧表が出るんですけども、その際に議員おっしゃったように不登校の子供たちは中間試験も期末試験も受けておりませんので、そしてまた、先生方が会って学習状況を把握することができない状況なんです。しかし、現実としては、例えば200人の中学校3年生の一人であるということからして、泣く泣く評定1をつけなければならないという状況はございました。本当にこれはもう股裂き状態で、校長としてはやむにやまれないんですけども、何とか別な表記の仕方はないのかなとはいうふうには思ったんですが、制度上、特に10段階評価というのが、今、10段階評価がありまして、そのときはパーセンテージが県の教育委員会から決まっているんですよ。例えば500人いたら10と1は7%だよとか、その1人でも違ったらそれは差し替えられる時代でした。そういうふうな時代でしたので、本当に不登校の子供たち、いろいろな事情を抱えた子供たちに、学校に来ていないのに評定をしなければならないということが非常にこれはいいのか

などは思ったところがございました。ただ、その不登校の子供たちが、議員おっしゃったように、将来こういうふうな道に進みたいということで高校に進学する、そういう子供たちも非常に多いわけがございます。その際には副申書というのをつけまして、評定は1ですけれども、子供の意欲とか親御さんの考えとか、そういったものを書いて、当該の高校の校長に、とにかくお願いしたいということを学校に行ってお願ひしたこともございます。そういう今状況にございますが、ただ今回の法律では、機械的に1をつけるなどということがございますので、やはりできるだけその子供の進路、将来を見据えて評価といいますか、励ましの評価といいますか、将来を展望した評価が先生方につけてもらえるように働きかけていきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 確かに聞き及んでいるところによると、その評定の枠があるというのは私も聞き及んでおりましたが、ただ蒸し返すようですけれども、うちの娘を受け取っていただいた学校でその話をしたら、例えばうちの場合でしたら、その、評価せずとか、評価できませんとか、そういうものにするというお話もいただいたので、ずっと胸の奥にあったものですから質問させていただきました。いずれにしても本当に不登校の子供を抱える親御さんの苦労というか、私も重々、ただ私もやっぱりある程度日にちがたってから見極めて、行きたくなければ行くなというようなことで回復した面もあるので、その不登校の子供さんが1日も早く復帰できるように、町としてもその辺のところ、お願いしたいと思うんですが、最後に教育長からその辺のところ、お気持ちなり、決意なりお聞かせいただいて終わりたいと思いますが、よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） 毎月1回行われます定例の校長会で、今、不登校状態になっている子供、それから不登校になりつつある子供をとにかく一人一人名簿に書いていただいて、提出していただいております。そして、どういうふうに学校が見立てているのか、保護者はどういうふうに考えているのか、それを校長会でもみまして、約1時間ぐらい、もっとかかるでしょうか。結構、今年度の校長会、長くなっているんですけれども、一人一人の子供の今の状況を学校がどう捉えて、どういう対応をしているのか、それをきちんとみんなで共有してやっていこうというふうに考えておりますので、丁寧な、とにかく一人一人の子供たちに合った丁寧な対応をお願いしているところでございます。このままずっとそういう

取組をしていけば、その子供たちも将来的な展望を持った生き方ができるんじゃないかなと考えておりますし、場合によっては月3日が不登校の兆しでございます。月3日休む子供たちがいた場合、学校で手が足りなかったら教育委員会でも動いて家庭訪問等を実施してまいりたいなどというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） よろしく申し上げます。終わります。

議長（石川良彦君） これで石川壽和議員の一般質問を終わります。

次に、1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 議席番号1番吉田耕大、最終通告者となりますが、よろしくお願ひいたします。

今まで一般質問の中で防災訓練や自然学習等事業をしていただきたいという質問をさせていただいたところ、防災訓練、自然学習を子供たちの皆さん方、いろいろな方たちにやっていただき、誠にありがとうございます。

非接触型検温器も役場庁舎内に設置していただき、役場職員の皆さんや来ていただいた来場者の皆さんが安全に安心して役場に来られるような場所、環境づくりをしていただき、誠に併せて感謝申し上げたいと思います。これからもいろいろな質問、提案をしていきたいと思ひますので、これからもよろしくお願ひします。

これから一般質問に入らせていただきます。

大綱1点目、自然災害対策と防災について。

（1）自然災害もいろいろな種類があり、全てを網羅した安全対策マニュアル、防災ハザードマップの作成を早急に作成すべきと考えるが、所見をお伺ひいたします。

（2）大郷町総合防災訓練が行われましたが、これからも町民の皆様が訓練を行い、いかなる災害にも対応できるようにもっと回数を増やせないのかお伺ひいたします。

大綱2点、現地再建や移転希望者への支援について。

（1）中粕川地区に住まれている方の土盛りや内水対策の補助について、どこまでできるのかお伺ひいたします。

（2）仮設住宅に住まれている方の移転までの期間はしっかりと保障できるのかお伺ひいたします。

（3）被災者への心のケアはしっかりできているのかお伺ひいたします。

大綱3点、今後の大郷町のPRについて。

(1) 道の駅おおさとに、ぜひ、大郷町が出している子育て支援や定住促進の補助事業や観光、祭り事等を教えていただけるコンシェルジュを1名配置する考えはないのかお伺いいたします。以上、よろしく願いいたします。

議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。

町長(田中学君) 吉田議員の自然災害対策と防災についての御質問ですが、(1)については、社会資本整備総合交付金事業を活用しながら、大郷町地域防災計画の改定を予定しているところであります。その中で各種災害の安全対策マニュアルの作成なども検討しているところであります。防災ハザードマップについては、現在、町のホームページに富谷・黒川地区わがまち防災マップを掲載しており、このデータ情報を基にして、紙ベースの防災ハザードマップの作成を発注してございまして、今年度中に町内全世帯に配布する計画でございまして、

(2)については、大郷町復興再生ビジョンに基づき、町民防災の日の前後の週末に大郷町総合防災訓練を実施する計画で、今年から行っておりますが、各行政区においても自主防災組織による防災訓練をおのおの実施しているところでございまして。また、町消防団と共催して、今後消防演習や水防演習なども実施していくことから、訓練の回数を増やすことは、特に考えてございません。

大綱2の現地再建や移転希望者への支援についての御質問ですが、(1)については、個人が行うかさ上げや擁壁設置に対して、補助制度を設ける方向で進めております。現在、補助要綱の内容について検討を重ねて、できるだけ被災者のためになる内容で実施してまいりたいというふうに考えております。

(2)、仮設住宅については、宮城県に引き渡す期間は2年間と決まっておりますが、災害公営住宅や中粕川、中村原地区に整備する分譲宅地の完成時期などによって、2年以内に退去することが不可能な世帯や、そのほか戸別案件も含めて、現在、特定延長を認めていただくよう、国と県に協力していただけるようお願いをしているところであります。

(3)については、社会福祉協議会へ委託している被災者見守り相談支援事業で生活支援相談員を配置し、定例的に被災者への訪問を行うとともに、仮設住宅談話室でのお茶飲み会での情報交換などを行ってございまして。その中で心配事や不安などを抱えている方には、しっかりとした個々に応じた心のケアを支援しているところであります。

大綱3につきましては、今後の大郷町のPRについての御質問でございますが、子育て支援や定住促進の情報、観光・祭り事等のPRについては、ホームページやパンフレット、SNS等の活用、情報誌への掲載もしながら、より多くの方々の目に留まるよう取り組んでいるところでございます。コンシェルジュの配置については、これまでも振興公社と協議してございますが、現在、振興公社でカウンター業務専任職員を求人してございますので、人員の確保及び職員教育をした上で、インフォメーションスタッフとして配置し、来町いただいた方に丁寧な御案内を提供するように、町と連携しながらいい環境でお迎えできるような、そんな道の駅にしていきたいと思いますと考えているところであります。以上です。

議長（石川良彦君）　ここで10分間休憩といたします。

午 前 10時46分　　休 憩

午 前 10時55分　　開 議

議長（石川良彦君）　それでは、休憩前に続き会議を開きます。

1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君）　再質問に移らせていただきます。

大綱1番の1番からよろしくお願ひします。富谷・黒川地区わがまち防災マップとありますが、これを今年度中に町内全世帯に配布するということもあるんですけども、僕は以前から一般質問で行っていましたが、台風被害、大雨、内水対策及び地震災害など様々な災害、各種災害のマニュアル、やっぱりこれは各行政区によってどういうふうに対応、どういうふう避難というような各行政区ごとに22行政区を早急に作成すべきと思いますが、富谷と黒川地域、大きく見てしまわず、大郷町のみの1つのハザードマップ、防災マップというような形の作成もしたほうがいいと考えるのですが、所見をお伺ひいたします。

議長（石川良彦君）　総務課長。

総務課長（浅野辰夫君）　お答えいたします。

今作成中の防災ハザードマップについては、今ホームページにアップしているデータを紙面化したものがベースとなっております。今、議員の御質問につきましては、各行政区に自主防災組織ということで22行政区組織してございますので、そういった各行政区ごとの避難マニュアル、それぞれの行政区でも防災士の資格を持っている方々もいらっしゃいますけれども、そういった行政区のほうと情報交換させていただいて、個々の行政区についても見ていきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君）　吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） この、なぜ地区ごとかという、役場職員の皆さんも地区担当職員という、地区に赴きいろいろなことをお伺いしたりとか、どういふことがありますかというふふなことをしている職員の皆さんがいると思ひますので、その方たちに各行政区の問題、この自然災害の問題を聞き取ってもらひ、それを作成すべきと思ひます。なので、その辺をもう少ししつかりとし、町民一人一人を守るために作るべきだと、それを全戸配布していただきたくと思ひますが、町長はその辺のことをどうお考えかひとつよろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） あの、議員のおっしゃる内容は理解できます。当然地区担当職員と行政区長との間は大変良好なものというふうには理解をしてござひます。今後もそういう意味では町と行政区との関係を再構築しながら、もっと分かりやすい地域での、地域の皆さんが一目で分かるような内容にしてまいりたいというふうには内部で調整させていただきたいなというふうには思ひています。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 今、そういうふうには地区でしつかりとまとめた意見があり、役場でまとめていただき、それを配布していただくというふうな、これから検討していくみたいなきことがあったので、課長のほうもひとつ、これから頑張って各行政区、大松沢地区だったり、中粕川地区、大谷西部、東部各地区によっていろいろな災害があり、いろいろな問題点があるので、その地区ごとにどこに逃げたらいいか、どういふときにどういふ対応をすればいいのかというのを早急につくっていただひきたいので、課長のほうからもひとつよろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

昨年の災害のときには、地区担当委員が約2,000カ所ともいわれる災害箇所について情報連絡員として各行政区に派遣いたしまして、つぶさに調査してござひます。そういった蓄積もござひますので、今後、改定予定の地域防災計画の中で議員御指摘のことについても検討させていただひたいというふうには思ひてござひます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） より精査された大郷地域の防災計画になるように努めていただひきたいと思ひます。

それでは2番目の防災のことについて、大郷町防災訓練のことについて

て少しお話しさせていただきたいと思います。

災害はいつ来るか分からないので、早急な対応ができるよう訓練して損はないと思います。それで、今後そういう防災演習や水防演習があるということはあるんですけども、各行政区でも防災訓練というのを行われていると思います。なので、さらにそれをもう少し掘り下げ、いろいろな防災のための、この前のような大郷町防災訓練のようなものも各行政区を回り、することはできないのか伺いたします。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

各自主防災組織の訓練をしてございますので、それをベースといたしまして、例えばそういった地域に県のほうから防災指導員を招いて各行政区のほうに派遣してといった中身の濃い自主防災訓練になるようにすることも可能でございますので、町……、そういったことも含めまして中身の濃い各行政区での訓練となるように指導していきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） そのように自分の命は自分で守る、地域で守るというようなことをやはりこれからも心がけていきたいと思います。あと先日10月18日の大郷町防災訓練は各行政区代表の5名のみで行われました。初めてやることもあり、不慣れな部分があって戸惑っている方もいました。災害時においては迅速で平準化された対応が必要であることから、実効性のあるマニュアル作成と町職員の習熟度向上に取り組まれないと思っておりますが、今、その防災訓練について周知徹底はどの辺ぐらいまで進んでいるのか伺いたします。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

町民防災の日を制定した後の初めての総合防災訓練でございました。その中でもいろいろと成果、あるいは反省すべき点、いろいろと出てきたところでございますので、あとは職員については、それに先立って避難所運営の訓練をしてございますけれども、そういったことを、次の、来年度に向けて訓練の充実に努めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） やはり初めてというのは不慣れな部分も出てくると思いますので、やはり、これは年に1回と言わず年に2回、3回と慣れるまでではないんですけども、皆さんが対応できるように、町民一人一人

が自分の身を守れるような、自分の身を守れば周り、他人のみんなを守れるようになるように、自主防災はあったり、災害対策という防災訓練があると思うので、その辺ももう少し強い言葉で言っていただきたいので、課長もうひとつすみませんがよろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

町全体、地域全体の防災力向上のために、各行政区と協力しながらレベルアップしてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ありがとうございます。やはり自分の身は自分で守るとともに、皆さん一人一人が周りの皆さんを助けられるような防災訓練であるように、これからも頑張りたいと思います。

次は大綱 2 点目に移らせていただきます。中粕川地区の現地再建されている方の土盛りについて、今、検討とか補助制度を設ける方向で進めているが、いつぐらいになればその補助制度だったりとか、内容というのは分かるのか、大体でいいので分かれば教えていただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

補助の要綱につきましては、担当課としましてはもう完成しております。こちらにつきまして財政面や防災上の問題がございますので、各関係課と調整を行った上で早急に、来年の 1 月か遅くとも年度内にははっきりとしたものを整備してまいりたいと考えております。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 年明けには整備していくということは分かるか分からないかが分かるということで、補助ができるかできないかが分かるということでもいいんですか。

議長（石川良彦君） 復興定住推進課長。

復興定住推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

補助の要綱につきましては、もう整備する方向で決定はしているものと判断しております。その内容につきまして細かい部分については来年当初か遅くとも年度内にはお示ししていきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） この内水対策というのは、やはり、これから今年はまだなかつたんですけれども、中粕川地区でも、やはり 1 メートル浸水すると聞

いています。それがやはり対策がしっかりなされないと、また来たときに1メートルの浸水して、また半壊だったりとかもしくは全壊だったりとかという面がありますので、これは早急に申請していただき、なるべく、復興される方もいますし、修繕、修復して乗り越えられる方もいますので、やはりそこは皆さん一律に考えていただいて、そこに住まれている方も土盛りができたりとか、いろいろできたりとかという対策をしっかり講じていただきたいと思います。それでは2点目の仮設住宅に住まれている方の移転までの期間のことでちょっとお伺いしたのですが、特定延長を認めていただくよう国、県と協議している段階ですが、これはいつ頃にしっかりとした答えが出るのかをお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

国、県から示される特定延長対象者の決定につきましては、来年3月を予定してございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） それでは、3月まではある程度の方たちが見込まれるのか、それとも今書いてあるこの自立再建できる方、公営住宅や中粕川・中村原地区に移動する方で、家の完成期が間に合わない方は2年以内はまだいられると思う、2年以上いられると思うんですけれども、その他の方で今まだ悩んでいる方について、どこぐらいまでの補償というのが確定されているのかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

基本的に、そういった…、町長答弁したとおり、町のそういった造成時期とかそういった遅れによってということで認められる方以外について、要するに自主再建、自主再建をしていただく人は基本的に来年11月までの入居期限というふうになってございまして、それ以降については保障されているものはございません。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） その方には、やはり周知はしていると思いますが、今現在、10年前の3.11の東日本大震災のときには、やはり、今まで10年近く仮設に住まれている方もいらっしゃるから、今のこの災害時でも可能だと思っていらっしゃる方も、やはり、いらっしゃると思いますので、その方たちにこういう状態はこうですよとかというのを周知徹底をもう少し細かくしていただき、なるべく被災者に寄り添った対応を

していただきたいと思うのですが、どのぐらい戸別面談であったり、全体説明会であったりをするのか、今後のスケジュールとかというのはできているのでしょうか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

8月には既に全体の説明会をして、戸別相談、あるいはあと戸別のアンケート調査等をしてございますが、さらに繰り返し12月末にもさらに全体の説明会、それから戸別相談、そういったものを繰り返し行って、議員おっしゃるとおり被災者に寄り添った形でケアしていきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 自主再建がなかなか難しい方も、やはり、いらっしゃると思います。その中で、迷っている方たちも数名いるとお伺いしますので、万が一その解体となったり、特定延長が認められなかったりということもあり得ると思うので、そのような方たちが急に退去、撤去というような形にならないように、より安心安全に住めるような方向性をしっかり示していただき、町民の被災された皆様が安全で安心して暮らせるような指導方法をしていただきたいと思いますが、今のを聞くと戸別相談はする、全体説明会は今年の12月にするとありますが、それでもやはり納得できない、まだ、考えきれない方たちに、やはり、もう少し何度もアピール、提案したりこういうこと、こういう住宅があるよとかというふうな提案という形をもう少し多くとっていただき、話し合いをしていただきたいと思いますので、その辺ももう少し強いお言葉で、全員がしっかりとした道を歩める、自主再建できるようにするまで仮設だったり被災者の皆さんに寄り添っていきますよと言う言葉が欲しいのですが、総務課長、どうですかね。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

自主再建、お一人お一人の世帯ができるように、町としても誠心誠意努めてまいりたいと思います。なお、町営住宅の高崎団地なども7軒ほど空いている世帯が、戸数があるんですけども、なかなか自主再建がかなわないといった方にはこういった公営住宅への入居といったことも一度ならず二度、三度というふうに進めていることもありますけれども、そういった両面でしっかりとサポートしていきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） やはり、そういうふうに一人一人最後まで、被災者一人残らず皆さんが自主再建できるような町、大郷という形にさせていただきたいので、ぜひよろしくをお願いします。3点目で、被災者の心のケアなんですけれども、今、お茶飲み会とかそういうところで情報交換されていて、社会福祉協議会の皆さんが頑張っていたり、保健福祉課の皆さんが頑張っていたりしていますが、その中でどのような声があるのか。例えばこういうので困っているとかという声があるのか、ちよっとお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

主立った意見としては、身体、あと、心理的のところ、その心理的のところについてはやっぱり経済だったり、あと、今後の再建に向けての不安だったり、そういったところが聞かれます。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） やはり東日本大震災のときも仮設に入られている方、残された方は孤独を感じたりとか、そういう経済面もそうですけれども、心理的、身体的、身が狭く、気持ち狭くなるというか、なかなか一人になっていくと話す方もいなかったりとか、相談する相手もいなかったりとか、そういう部分もありますので、やはり、社会福祉協議会だったりとか、保健福祉課の皆さんも頑張っていたりしているんですけれども、やはり、もう少し地域の方たちもサポートできるような体制をつくってみてはどうかと。まず、大郷町にはいろいろな事業所だったり、いろいろな方たちが手伝ってくれるという声が、やはり、あると思うので、そういう人たちを募って、ボランティアを募って、いろいろなこと、事業をやってみたりとか、被災者のケアになるような案を出してもらい、行ってもらったらいいと思うのですが、そういうようなことはやらないのかやるのか、ちよっとお伺いしたいんですけれども、よろしくをお願いします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

議員おっしゃるサポート体制ということで、各種団体とか、あと各種の人だったり集めてサポートしていただくことについては、大変有効だと考えております。ただ、今現在このコロナ禍において、そういったこともなかなかできないのも実情でございます。今仮設住宅に住んでいる

方、先ほど、お茶飲み会とかそういった中で、その仮設に入っている方々でいろいろ問題提起して、さっき言った孤立とかそういったことのないように内部、仮設の内部で自主的に検討しているというところも今現在聞いております。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） それであれば、今、そのお茶飲み会の情報で心理的、身体的、少し訴えがあったということがあり、今、お茶飲み会とかを通じてそういうことをケアできていると。そういう孤独だと感じている方がいないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） そういった方も見受けられるということで、そういった孤独感をなくすにはどうしたらいいかということで、話合いを設けているというところでございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） やはり、そういうことがないように、町からもしっかりサポートできるように、僕たち議員の皆様も頑張って支持していきたいと思っておりますので、ぜひいろいろなことをやってみて、コロナ禍ではありますが、被災者のためになるのであれば、やっていただきたいと思いません。

それでは大綱3点目のおおさと道の駅についてなんですけれども、答えの中にはカウンター業務専任職員の求人、人員確保ができたなら、職員をインフォメーションスタッフとして置くというのは、コンシェルジュだったりとか、あそこに置くインフォメーション係と理解してよろしいのでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

基本的には専任でのコンシェルジュ、いろいろな言い方があると思いますがけれども、インフォメーション担当の職員を配置するということを目的に今求人しているところでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 求人をしていて、今見込みがあるのか、それともまだ募集したばかりで、そういうやりたいよという方はまだいないんですか。

議長（石川良彦君） どこまで進んでいるか。

1 番（吉田耕大君） そうです。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

求人をはじめた時期というのは、確認はしてございませんが、恐らく先月あたりかと思います。今のところその求人に対してのということでの人員はないと。3名体制で2交代であったりとか、シフトを組みながら、休日も必要ということもありますので、3名体制ということでの今人員の募集をしてございますので、3名なかなか確保できるかどうかというところも含めて、今後、積極的に求人は求めていきたいということで、お話をいただいております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 今3名という言葉があったんですけども、やはり1名からでも進めるべきことだと思います。これは、僕は以前一般質問でも行いました、町のためになることであれば、費用対効果という言葉が前回使われたんですけども、やはり、今道の駅は30万人を越えている来場者数があるというふうに思われます。その中で、令和2年度は51万人を目標にしていると書かれているんですけども、その方たちに定住促進や子育て支援、大郷町のことをアピールしてもらわないといけないと思います。やはり、パンフレットを置いている、ホームページに載せている、自由であればなかなか手に取れない、でも、強制的にこういうことがあるんですよ、こういうことができるんですよ、こういうものがあるんですよというふうに言うことによって聞く。興味がなかったらまずペーパーも取らないので、ペーパーを取っていただくのではなくて、こっちからどうですかと提案するのがやはり必要だと思うので、これは早急に人員を見つけ配置し、大郷町の定住促進につながり、子育て支援も大郷町は素晴らしいので、住んでいただけるように努力していただきたいので、もう少し一人でも頑張ってもらって、なるべく今いるスタッフでも補えるところは補いながらやっていただくような言葉が欲しいのですが、その辺は来るまでやらないという考えでよろしいでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

これまで専任ということで置いてはございませんが、レジの担当の方であったり、その辺、問合せがあった場合については、十分な対応をしているところではございますが、最近また来客も多くなりまして、なかなかレジの担当のほうでの対応も難しくなっているといったことから、コンシェルジュ、専任ということで配置するという流れになってございました。今後につきましてもその辺3名ということで募集はしてござい

ますが、振興公社と協議した中で1名からになるか、2名からになるかというところはございますが、その辺協議しながら積極的に町のPRができるように、その辺の協議もしながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 大郷町で、やはり、これだけ集客数がある事業所だったりとか、観光所という場所は道の駅以外にはないように僕は思われます。その中で、それだけ来ている方たちに、なぜ、大郷町をアピールしないのかと僕は不思議にすごく思っていました。ペーパーを置いている、パンフレットを置いているんだよとか、飾っているんだよと、それを手に取ってもらわなければ何も進まないように僕は思います。やはり、サービス業というのは、サービスを提供するので、サービスが受けたかったらどうぞというわけではなく、提供するというのがすごく大切で、そういうことをすると、してもらったという感覚に受け止められるので、やはりこの辺をしっかりと早急に対策を打っていただき、この30万人というすごい人数が1割でも大郷町に居着いていただければ、すごい数になると思います。やはりそういうことをしない限り、大郷町に、なかなか定住しづらいような、難しいような感じも見受けられると思います。やはり、何かして変わらなければいけない。では、やはり、一番簡単な方法とすれば、この道の駅を利用させていただいて、言葉は悪いですけども、人を増やすというのは普通の考えになるのかなと僕は思うんですけども、やはり早急に対応していただき、大郷町の定住につながり、大郷町に人が増えるというような、安易ではありますが、そういう積極的に大郷町をアピールする、定住促進につながると考えますが、町長の考えは早急にするのか、それとも待つのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 吉田議員のおっしゃっていることは、大変まちづくりの基本になる部分であります。本来ならとくに、そのような内容で大郷町をPRする、そのような体制を整えて、もう、その成果が出なくてはならないということも反省しているところでございますので、おかげさまで、道の駅のリニューアル2年目を迎えた先週の土曜、日曜の人出を見ても、その効果は大きいものだなというふうに考えております。今、実は、縁も道の駅の組織から来年4月から外れます。本格的な観光事業としての知識のある人たちがこの事業に参画してまいります。それと併

せて櫻井家から、あの、築100年の古民家を寄附していただいた、これも一つの観光資源として、十分使える内容であるというふうに考えますので、道の駅を核とした新たな町の観光事業としての機能を構築してまいりたいと考えておりますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。特に、議員の勤めている乗馬クラブも一つの観光事業としての機能は十分持っているものだというふうに思いますので、道の駅の再開発と併せて御協力をいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（石川良彦君） 以上で吉田耕大議員の一般質問を終わります。

これで全ての一般質問を終わります。

---

日程第 3 議案第 77号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第 4 議案第 78号 大郷町農園の管理及び運営に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 79号 大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第 80号 大郷町住民バスの指定管理者の指定について

日程第 7 議案第 81号 財産の取得について

日程第 8 議案第 82号 黒川地域行政事務組合規約の変更について

日程第 9 議案第 83号 黒川地域行政事務組合の財産処分について

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、議案第77号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、日程第4、議案第78号 大郷町農園の管理及び運営に関する条例の制定について、日程第5、議案第79号 大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第80号 大郷町住民バスの指定管理者の指定について、日程第7、議案第81号 財産の取得について、日程第8、議案第82号 黒川地域行政事務組合規約の変更について、日程第9、議案第83号 黒川地域行政事務組合の財産処分についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第77号及び議案第82号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） それでは、議案第77号の提案理由を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきます。

議案第77号 大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

大郷町議会議員及び大郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

2ページ目を御覧いただきます。

初めに本条例の制定理由について申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、本年12月12日から施行されることとなりました。今般の改正法は、町村の選挙における立候補に係る環境改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものにするに合わせ、町村議会議員においてもビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として、供託金制度を導入することを目的として改正されたものでございます。

改正法の趣旨に基づき、本条例を制定することによって、町村議会議員選挙及び町長選挙においても選挙公営の対象とするものでございます。

第1条は趣旨を定めるものであり、公職選挙法に基づき大郷町議会議員及び大郷町長選挙における選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの公費負担に関し必要な事項を定めるとするものでございます。

第2条は選挙運動用自動車の公費負担を定めるものであり、その上限額は公職選挙法施行令に規定されている上限単価である日額6万4,500円とするものでございます。ただし書きの条文につきましては、当該候補者に係る供託物が法73条第1項の規定により、大郷町に帰属することとならない場合に限るとするものでございます。

第3条は選挙運動用自動車の使用の契約締結を大郷町選挙管理委員会に届出をすることを規定するものでございます。

第4条は選挙運動用自動車の使用の公費の支払いを定めるものであり、第1号は一般乗用旅客自動車運送業者との運行契約を、第2号は一般運送契約以外の契約である場合の規定を整備するものでございます。

4ページを御覧いただきます。

第5条は選挙運動用自動車の使用の契約の指定を定めるものであり、同一の日につき前条の第1号と第2号の契約のいずれもが契約されているときは、当該日についてはいずれか1つとすることを定めるものでございます。

第6条から第8条については、同じく選挙運動用ビラについて、公費負担、契約締結の届出、公費の支払いについて定めるものであり、第8条で規定しているビラ1枚当たりの単価7円51銭は公職選挙法施行令に規定されている上限単価としております。

第9条から第11条は、同じく選挙運動用ポスターの公費負担、契約締結の届出、公費の支払いなどを定めるものであり、第11条で規定している作成単価525円6銭は、公職選挙法施行令に規定されている上限単価としており、加算金額については15万5,250円と規定するものでございます。

次に6ページをお開きいただきます。

第12条は選挙管理委員会への委任規定です。

附則第1項は施行期日の規定であり、この条例は改正公職選挙法の施行日である令和2年12月12日施行とするものです。

附則第2項は適用区分の規定であり、この条例の規定はこの条例の施行の日以後に告示される選挙から適用するとするものでございます。

以上で議案第77号の議案説明を終わります。

次に、18ページをお開きいただきます。

議案第82号 黒川地域行政事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、黒川地域行政事務組合理約（平成3年宮城県（地）指令第111号）を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

別紙を御覧いただきます。

まず、今回の改正理由を申し上げます。

令和2年度におきまして、本組合の全ての構成市町村に心のケアハウスが開設されたことを機に、令和3年度からそれぞれの心のケアハウスにおきまして、本組合の適応指導教室の機能を引き継ぐことになりました。これに伴い、共同処理する一部の事務、適応指導教室の廃止に伴い、黒川地域行政事務組合理約の変更について、構成市町村のそれぞれの議会の議決を求めるものでございます。

規約第3条は、組合の共同処理に関する事務を定めたものですが、条文中第13号適応指導教室の運営に関するものを削除するものです。

次に、規約第16条につきましては、経費の支弁方法を定めた条文中、

第6号及び別表第1から適応指導教室に関する規定を削除するものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第77号及び第82号につきまして、よろしく御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第77号及び議案第82号について説明を終わります。

次に、議案第78号及び議案第79号について説明を求めます。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） それでは、議案第78号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

議案第78号 大郷町農園の設置及び管理に関する条例の制定について大郷町農園の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

8ページ、別紙を御覧ください。

初めに本条例の制定理由につきまして申し上げます。

都市住民に農作業の体験の場を提供し、都市での生活から離れ、地方で豊かな自然と美しい集落環境の中で、農作物の栽培を通して健康でゆとりのある生活の実現を図り、広く農業体験と憩いの場を提供することにより、都市と農村との交流と移住定住の促進、農業の振興とまちづくりに寄与する農園を設置及び管理するため、必要な事項について本条例を制定するものでございます。

本文中、第1条及び第2条につきましては、ただいま申し上げましたとおり、この条例の趣旨及び設置について規定するものでございます。

第2条第2項、農園の名称及び位置ということで、10ページ別表を御覧ください。農園の名称につきましては、大郷町ふれあい農園、位置は大郷町羽生字袖原、遠原地内でございます。

ページ戻りまして、第3条につきましては、設置する農園において取り組む事業内容について各号で規定してございます。

続いて第4条から第7条につきましては、農園の利用に当たっての利用許可、遵守事項、利用期間、利用料について規定するもので、第6条、

第7条における利用期間、利用料につきましては、再度10ページの別表を御覧ください。1区画面積を100平米、利用期間を4月から3月、利用料は1区画の年額上限が30万円、下限が2万円と規定してございます。

ページ戻りまして9ページ、第8条につきましては、利用者の故意及び過失による農園施設等の棄損、亡失の場合の損害賠償について規定してございます。

第9条につきましては、農園の作業的な管理を公共的団体に委託する場合の規定となっており、第10条から第13条につきましては、指定管理として運営から管理まで全てを委託する場合を想定した規定となっております。

第14条につきましては、条例で定めるもの以外の必要な事項を規則で定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしてございます。

以上、議案第78号についての提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第79号、議案書の11ページをお開きください。

議案第79号 大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年大郷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

12ページ、別紙を御覧ください。

大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年大郷町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改めます。

初めに、本条例の改正理由を申し上げます。

大郷町集合宿泊施設の対象施設であるパストラル縁の郷において、これまで農業体験、宿泊事業、農園貸付け事業、レストラン事業等を実施してきたところでございますが、来年度に向けた全体の運営方針の見直し及び新たな事業を展開する中で、農園貸付け事業及び宿泊事業において、事業内容を見直し、その計画に見合った料金設定をすることで、健全な財務運営を行うことを目的として、一部改正するものでございます。

第9条、利用料金に係る別表を御覧ください。

別表中、改正した主な事項としましては、ホリデー会員を個人会員とし、利用料金欄にある年会費欄を区分として仕分けし、それぞれの利用料金を上限額、下限額及び単位を改正したものでございます。

改正内容につきましては、区分欄の集合宿泊施設の改正前、ホリデー会員とあったものから個人会員に改正し、利用料金で年会費として設定していたものを削除し、1室当たりの上限額8,000円を1名当たりの上限額を2万円に改正し、同じく法人会員の年会費として設定していたものを削除し、1室当たりの上限額8,000円、下限額4,000円だったものを1名当たりの上限額2万円、下限額3,000円に改正するものでございます。さらに一般大人の利用料金、1泊当たりの上限額8,000円、下限額3,000円を1名当たりの上限額2万円、下限額3,000円に改正し、一般子供の利用料金、1泊当たりの上限額5,000円、下限額2,000円を1名当たりの上限額2万円、下限額2,000円に改正し、やすらぎ市民農園及び市民農園の区分、ホリデー会員または法人会員を個人会員または法人会員に、使用基準に1区画当たりを加え、年会費として集合宿泊施設年会費に含む(1区画)とあったものを、それぞれ上限額を30万円、下限額を2万円に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものとしてございます。

以上、議案第78号及び第79号についての提案理由の説明といたします。よろしく御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で議案第78号及び議案第79号について説明を終わります。

次に、議案第80号について説明を求めます。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長(伊藤義継君) それでは、議案第80号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書15ページを御覧願います。

議案第80号 大郷町住民バスの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり大郷町住民バスの指定管理者を指定したいので、同条第6項及び大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年大郷町条例第3号)第4条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1 指定管理者を指定する公の施設。大郷町住民バス。

2 指定管理者の所在地及び名称。宮城県黒川郡大郷町中村字北浦51番地の6。株式会社おおさと地域振興公社。

3 指定の期間。令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

令和2年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の指定管理者の指定につきましては、大郷町住民バスの指定管理者の指定期間が、来年、令和3年3月31日をもって期間満了となることから、改めて指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

施設の概要につきましては、住民バスの管理及び運行に関わる車両と車庫、停留所の各施設となるものでございます。

指定管理者が行う業務については、町指定の路線及び時刻表に基づく住民バスの運行とそのための車両管理、並びに車庫とバス停留所の維持管理の各業務となるものでございます。

今回の指定管理者の指定に関する経緯につきましては、10月19日に住民バスの管理運営に関する仕様を決定するとともに、次期指定管理者候補者を公募の手続によらず、現指定管理者の株式会社おおさと地域振興公社といたしました。公募によらない理由につきましては、大郷町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条のただし書き規定及び大郷町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条により、現指定管理者の3年間の実績などを踏まえ判断したものでございます。その後、株式会社おおさと地域振興公社から提出されました申請書を基に、指定管理者選考委員会における審議の結果、指定管理者として適正との答申を得たことから、次期指定管理者を株式会社おおさと地域振興公社としたものでございます。

以上で大郷町住民バスの指定管理者の指定についての提案理由の説明を終わります。御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第80号について説明を終わります。

次に、議案第81号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第81号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書16ページをお開き願います。

議案第81号 財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1 財産の種類。不動産（土地）。

2 所在地等。別紙のとおりでございまして、次ページ17ページをお開きいただきたいと思いますが、土地の所在地、地目、地積でございまして、所在地が大郷町中村字6番ほか2筆でございまして、地積の合計が6,968.34平方メートルとなっております。

3 取得の目的。災害公営住宅並びに分譲地等用地でございまして。

4 取得価格。一金3,911万2,344円です。

5 取得の相手方。富谷市あけの平3丁目15番地12、櫻井公一（持ち分4分の1）。宮城郡七ヶ浜町汐見台2丁目2番地6、櫻井修（持ち分4分の1）。仙台市青葉区南吉成5丁目12番地の3、桜井重行（持ち分4分の1）。仙台市泉区北中山3丁目6番地の6、櫻井勝（持ち分4分の1）。

令和2年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

議案第81号につきましては、災害公営住宅並びに分譲地等用地の財産の取得契約に当たり、取得価格が700万円以上で土地の面積が5,000平方メートル以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものでございまして。本件につきましては、災害公営住宅並びに分譲地等用地の土地を取得するものでございまして、取得面積が6,968.34平方メートル、取得価格が3,911万2,344円とする土地売買仮契約書を令和2年11月24日付で締結したところでございまして。

以上で議案第81号の提案理由の説明を終わります。御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第81号について説明を終わります。

次に、議案第83号について説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） 議案第83号の提案理由を御説明申し上げます。

議案書20ページをお開きください。

議案第83号 黒川地域行政事務組合の財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき黒川地域行政事務組合の共同処理する事務の一部廃止に伴う財産処分に関し、別紙のとおり関係市町村の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の財産処分につきましては、議案第82号に関するもので、黒川地域行政事務組合で運営しております黒川地域内の不登校傾向にある児童生徒が通所する適応指導教室、黒川けやき教室の廃止に伴うものです。令和2年度に構成市町村全てに心のケアハウスが開設されたことにより、当該教室のある建物を総合的な教育施設として活用を検討している富谷市からの要望を受けて、黒川けやき教室の機能を各市町村のケアハウスが引継ぎ、廃止することが当組合理事会及び教育委員会において合意形成されております。

21ページを御覧ください。

財産処分に関する協議書になります。

第1条、目的では、財産処分について必要な事項を定めることとし、第2条、組合の財産では、処分する財産を物品及び事務用品としております。第3条、処分の方法では、処分する方法を別表で定めることとしており、第4条、処分年月日では処分日を令和3年4月1日としております。また、第5条、その他では疑義が生じた場合は、その都度関係市町村で協議することとしており、構成市町村の議会で可決後に締結を予定している協議書になります。

22ページを御覧ください。

協議書の3条で定めた処分する財産の一覧になります。今回の財産処分では、組合の財産として当組合の他部門で必要な物を配置換えした後、残りの物品及び事務用品を富谷市に譲与するものです。富谷市に譲与する理由としましては、これまで富谷市の施設を借用していたこと、当該財産が今後も富谷市の総合的な教育施設で行われる心のケアハウス事業で引き続き使用されること、富谷市は児童生徒が多く、黒川けやき教室に対する負担金の割合が最も高いことによるものでございます。

本件について、御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第83号について説明を終わります。

ここで、昼食のため、休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 前 1 1時57分 休 憩

午 後 1時15分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 
- 
- 日程第10 議案第84号 令和2年度大郷町一般会計補正予算(第7号)  
日程第11 議案第85号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正  
予算(第3号)  
日程第12 議案第86号 令和2年度大郷町介護保険特別会計補正予算  
(第2号)  
日程第13 議案第87号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補  
正予算(第2号)  
日程第14 議案第88号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予  
算(第2号)  
日程第15 議案第89号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計  
補正予算(第2号)  
日程第16 議案第90号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会  
計補正予算(第2号)  
日程第17 議案第91号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正  
予算(第3号)  
日程第18 議案第92号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算(第  
4号)

議長(石川良彦君) 日程第10、議案第84号 令和2年度大郷町一般会計補正  
予算(第7号)、日程第11、議案第85号 令和2年度大郷町国民健康保  
険特別会計補正予算(第3号)、日程第12、議案第86号 令和2年度大  
郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第13、議案第87号 令  
和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、日程第14、  
議案第88号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、  
日程第15、議案第89号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計補  
正予算(第2号)、日程第16、議案第90号 令和2年度大郷町戸別合併  
処理浄化槽特別会計補正予算(第2号)、日程第17、議案第91号 令和  
2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第3号)、日程第18、議  
案第92号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算(第4号)を一括議  
題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。まず議案第84号について説明  
を求めます。財政課長。

財政課長(熊谷有司君) それでは、議案第84号につきまして、提案理由の説  
明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第84号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第7号）

令和2年度大郷町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,077万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億6,937万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算ですが、昨年の台風19号により被災しました町道等の公共土木施設、農業施設等の災害復旧工事、本年4月より開園しました認定こども園等の保育事業負担金、役場庁舎建設基金の増額、パストラル縁の郷でのテレワーク事業や農泊推進事業等の新たな事業の取組等に向けた施設の環境整備工事や施設備品等の購入、文化会館及びフラップ大郷21の施設修繕工事の増額、本年度の事業費確定見込みによる町道改良舗装工事及び町営住宅解体工事等の調整、国家公務員に対する人事院勧告に準拠した期末手当の調整等に係る所要の予算について計上したものでございます。

歳入におきましては、留保しておりました普通交付税、国・県補助等の特定財源、会社個人等からの災害対策支援金、町債を計上したほか、公共施設整備基金と財政調整基金において財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。まず、歳入でございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税5,623万3,000円の増額補正です。

本年度の普通交付税の交付決定額は13億3,429万4,000円で、前年比3,883万円の増となっております。

第13款分担金及び負担金第1項負担金47万6,000円の増額補正です。措置入所者の増に伴う老人保護措置費用徴収金の増によるものでございます。第2項分担金4万円の増額補正です。昨年の台風19号により被災した農地の災害復旧工事受益者分担金の増によるものでございます。

第14款使用料及び手数料第1項使用料15万円の減額補正です。海洋センタープール使用料の調整によるものでございます。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金3,128万7,000円の増額補正です。本年4月より開園した認定こども園等の子供のための教育・保育給付費負担金並びに利用者増による障害児通所給付費負担金の増等によるものでございます。第2項国庫補助金7,993万7,000円の減額補正です。町営住宅解体工事及び新築工事、町道改良舗装工事等の事業費確定見込みによる社会資本整備総合交付金の調整、新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金事業の確定による調整などによるものでございます。

第16款県支出金第1項県負担金1,540万1,000円の増額補正です。本年4月より開園した認定こども園等の子供のための教育・保育給付費負担金並びに利用者増等による障害児通所給付費負担金の増などによるものでございます。第2項県補助金31万5,000円の減額補正です。ホース乾燥棟新設工事の事業費確定による市町村振興総合補助金の調整、小中学校校舎の消毒作業のための教育支援体制整備事業費補助金の増などによるものでございます。第3項県支出金1万6,000円の増額補正です。各種統計調査並びに人権啓発活動地方委託事業の調整によるものでございます。

第17款財産収入第1項財産運用収入2万5,000円の増額補正です。公共施設整備基金利子の増によるものでございます。

第18款寄附金第1項寄附金4万6,000円の減額補正です。一般寄附金の増、ホース乾燥棟事業費の確定による消防費寄附金の調整によるものでございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金938万3,000円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金、公共施設整備基金、未来づくり基金、東日本大震災復興基金、復興交付金基金繰入金の調整によるものでございます。

第21款諸収入第5項雑入108万4,000円の減額補正です。災害対策支援金の増、各種受診自己負担並びに学校給食費の調整によるものでござい

ます。

第22款町債第1項町債7,210万円の減額補正です。昨年の台風19号で被災した公共土木施設等の災害復旧事業債の増及び町道改良舗装工事並びに町営住宅解体工事費の事業費確定見込みによる土木債の調整などによるものでございます。

歳入補正額合計4,077万1,000円の減額補正でございます。

続きまして、4ページでございます。

歳出です。

第1款議会費第1項議会費31万9,000円の減額補正です。議員期末手当並びに職員の人件費の調整などによるものでございます。

第2款総務費第1項総務管理費4,037万円の増額補正です。人件費の調整、庁舎建設基金の増額、役場庁舎空調機改修工事の確定見込みによる調整、役場地下オイルタンク撤去工事、所有財産敷地支障木伐採業務、老朽化による旧山中教員住宅解体撤去工事、ため池改修工事、新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金事業完了による調整が主なものでございます。第2項徴税費118万3,000円の増額補正です。人件費の調整、徴税過誤納還付金の増などによるものでございます。第3項戸籍住民基本台帳費2万1,000円の増額補正です。人件費の調整などによるものでございます。第4項選挙費3万1,000円の増額補正です。需用費の調整によるものでございます。第5項統計調査費19万9,000円の減額補正です。各種統計調査の調整によるものでございます。第6項監査委員費47万4,000円の減額補正です。新型コロナウイルス感染症対策のため事業中止による調整でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費621万1,000円の増額補正です。人件費の調整、国保会計、後期高齢者医療特別会計繰り出し、敬老会終了による調整、ふれあいの家補修工事の増等が主なものでございます。第2項児童福祉費5,779万円の増額補正です。本年4月より開園した認定こども園等の保育事業負担金の調整、利用者の増等による障害児通所給付費の増などによるものでございます。第3項災害救助費247万3,000円の増額補正です。昨年の台風19号により交付を受けた災害救助費について、精算監査により減額となったことに伴う返還金の増によるものでございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費473万4,000円の増額補正です。人事異動等に伴う人件費の調整、インフルエンザ等予防接種業務の増、各種検診終了に伴う調整、戸別合併処理浄化槽特別会計繰出金の調整が主なも

のでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費1,969万円の増額補正です。人件費の調整、山崎地区の圃場を30アール区画から90アール区画に改善する事業補助、パストラル縁の郷でのテレワーク事業や農泊推進事業等の新たな事業の取組等に向けた施設の環境整備工事や施設備品等の購入、農業集落排水事業特別会計繰出金の調整が主なものでございます。

第6款商工費第1項商工費3,982万4,000円の減額補正です。人件費の調整、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金並びに事業継続支援交付金の確定見込みによる調整が主なものでございます。

第7款土木費第1項土木管理費413万9,000円の減額補正です。人件費の調整によるものでございます。第2項道路橋梁費7,266万9,000円の減額補正です。町道測量設計業務、改良舗装工事等の調整、側溝整備工事の増が主なものでございます。第4項住宅費9,857万2,000円の減額補正です。町営解体工事、解体工事管理業務の調整が主なものでございます。第5項都市計画費503万円の増額補正です。下水道事業、宅地分譲事業特別会計への繰出金の調整のほか、申請増による住宅リフォーム助成金の増が主なものでございます。

次ページ5ページをお開き願います。

第8款消防費第1項消防費528万3,000円の減額補正です。ホース乾燥棟新設工事並びに消火栓設置工事負担金の確定等による調整が主なものでございます。

第9款教育費第1項教育総務費31万9,000円の減額補正です。人件費の調整、ALTの交代がなかったことによる調整が主なものでございます。第2項小学校費7万7,000円の減額補正です。プール監視員報酬の調整、感染症対策としての教材備品購入が主なものでございます。第3項中学校費228万円の増額補正です。来年度改定に伴う教員用教科書、指導書購入、中学校施設修繕が主なものでございます。第4項社会教育費473万9,000円の増額補正です。人件費の調整、各種団体補助金の調整、フラップ大郷21、文化会館施設修繕工事が主なものでございます。第5項保健体育費1,081万2,000円の減額補正です。人件費の調整、感染症対策としてスポーツ大会、スポーツ教室の中止による調整、学校給食費助成金並びに秋祭り実行委員会補助金の調整が主なものでございます。

第10款災害復旧費第1項東日本大震災災害復旧費12万2,000円の増額補正です。本年度末で復興交付金事業が終了するため、基金残を国へ返還するものでございます。第2項公共土木施設災害復旧費827万3,000円

の増額補正です。昨年の台風19号により被災した町道の災害復旧工事の増でございます。第3項農林水産施設災害復旧費3,231万円の増額補正です。こちらも昨年の台風19号により被災した農地、農業施設の災害復旧工事の増でございます。第5項公共施設災害復旧費792万3,000円の増額補正です。昨年の台風19号により被災した赤道等の災害復旧工事の増でございます。

第11款公債費第1項公債費126万4,000円の減額補正でございます。起債の借換えに伴い、利率見直しによる調整でございます。

歳出補正額合計4,077万1,000円の減額補正でございます。

以上、補正前の予算額65億1,014万1,000円から歳入歳出とも4,077万1,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ64億6,937万円とするものでございます。

続きまして、6ページの第2表債務負担行為補正につきまして御説明をいたします。

今回の補正は、債務負担行為の追加13件でございます。

1 追加、事項、期間、限度額の順に御説明をいたします。

1 令和3年度大郷町議会広報印刷業務で、設定期間は令和2年度から3年度までで、限度額を105万1,000円とするものでございます。次年度当初からの業務の円滑な執行のため、年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

2 令和3年度広報おおさと印刷業務、設定期間は令和2年度から3年度までで、限度額は268万でございます。議会広報と同様に、次年度当初からの業務の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものでございます。

3 ふるさと納税委託業務、設定期間は令和2年度から3年度までで、限度額、ふるさと納税額の12.1%以内の額とするものでございます。インターネットを利用した専用サイトの構築及び御礼品に関する業務を一括して委託するものでございまして、次年度当初からの業務の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものでございます。

4 令和3年度自家用電気工作物保安管理業務です。設定期間は令和2年度から3年度までで、限度額188万9,000円でございます。役場庁舎、小中学校、体育施設等、全12カ所について電気事業法第38条において定める自家用電気工作物の適切な維持管理及び同法に規定する保安管理規定の制定、届け出等の業務を委託するものであり、次年度当初からの管理業務の円滑な執行のため年度内に契約を行う必要があることから、債

務負担行為を設定するものでございます。

5 ふれあい号運行管理業務、設定期間は令和2年度から3年度までで、限度額727万7,000円とするものでございます。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するために債務負担行為を設定するものでございます。

6 健康管理システム保守業務です。設定期間は令和2年度から5年度までで、限度額を277万2,000円とするものでございます。次年度当初から円滑に執行するため債務負担行為を設定するものでございます。

7 保健センター電話交換機設備賃貸借です。設定期間は令和2年度から7年度までで、限度額64万円でございます。保健センターへのオフィステレフォン導入に当たり、60カ月の賃貸借とするため、債務負担行為を設定するものでございます。

8 町道緊急維持工事、設定期間は令和2年度から3年度までで、限度額1,496万円です。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するため債務負担行為を設定するものでございます。

9 公共自動積算システム賃貸借、設定期間は令和2年度から7年度までで、限度額280万5,000円でございます。現契約の満了により次年度当初から円滑に執行するため、債務負担行為を設定するものでございます。

10 校務支援システム賃貸借（小学校）でございます。設定期間は令和2年度から5年度まで、限度額265万5,000円でございます。現契約の満了により次年度当初から円滑に執行するため債務負担行為を設定するものでございます。

11 大郷小学校学校業務員業務、設定期間は令和2年度から5年度までで、限度額989万1,000円でございます。現契約の満了により次年度当初から円滑に執行するため、債務負担行為を設定するものでございます。

12 校務支援システム賃貸借（中学校）です。設定期間は令和2年度から5年度までで、限度額265万5,000円でございます。現契約の満了により次年度当初から円滑に執行するために、債務負担行為を設定するものでございます。

13 大郷中学校学校業務員業務、設定期間は令和2年度から5年度までで、限度額1,020万6,000円でございます。現契約の満了により次年度当初から円滑に執行するために、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、7ページの第3表地方債補正について御説明いたします。

第3表地方債補正です。変更6件でございます。起債の目的、補正前、補正後の順で御説明をいたします。

1 道路等整備事業です。町道改良舗装工事、測量設計業務の事業費確定見込みにより、限度額を3,960万円から630万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

2 公営住宅建設等事業です。町営住宅解体工事、監理業務等の事業費確定見込みにより、限度額を1億5,600万円から5,580万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

3 学校教育施設等整備事業です。校内通信ネットワーク整備事業等の事業費の確定見込みにより、限度額を1億130万円から7,400万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

4 公共土木施設災害復旧事業。昨年の台風19号により被災した町道等の公共土木施設災害復旧工事の増により、限度額を2,860万円から3,680万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

5 農林水産施設災害復旧事業。昨年の台風19号により被災した農地、農業施設災害復旧工事の増により、限度額を7,810万円から1億30万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

6 公共施設災害復旧事業。昨年の台風19号により被災した赤道等の公共施設災害復旧工事の増により、限度額を3,770万円から4,560万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容でございます。

以上で議案第84号の提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第84号について説明を終わります。

次に、議案第85号及び議案第87号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第85号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の44ページをお開きください。

議案第85号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3

号)

令和2年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ435万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,980万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では事務費分としての一般会計繰入金、歳出では国保連合会と連携するパソコンのシステム改修業務が主な内容で、財源を一般会計からの繰入金で調整したものでございます。

補正予算書の45ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正。

まず歳入でございます。

第3款県支出金第1項県補助金の補正額は180万円の増額で、遡って資格を取得した者に係る療養費として、保険者間調整を行ったことによる普通交付金の増額です。

第5款繰入金第1項他会計繰入金の補正額は454万5,000円の増額で、保険税軽減額相当分と保険者支援分として一般会計から繰り入れるものでございます。同じく第2項基金繰入金の補正額は199万5,000円の減額で、財源調整によるものでございます。

以上、歳入合計435万円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費の補正額は231万円の増額で、令和3年1月に施行される税制改正に伴う国保システムの改修費用でございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費の補正額は180万円の増額で、過去に遡って資格を取得した世帯について、保険者間調整として支払う療養費でございます。

第5款保険事業費第1項特定健康診査等事業費の補正額は24万円の増額で、動機付け支援、積極的支援、検診時の面談に係る費用でございます。

以上、歳出合計435万円の増額補正でございます。

補正前の予算額 9億5,545万1,000円に歳入歳出それぞれ435万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 9億5,980万1,000円とするもの  
でございます。

以上で議案第85号の説明を終わります。

続きまして、議案第87号の提案理由の御説明を申し上げます。

58ページをお開きください。

議案第87号 令和2年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和2年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ205万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,269万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では事務費分としての一般会計繰入金、歳出では後期高齢者医療広域連合への納付金の減によるものでございます。

59ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金の補正額は244万6,000円の減額で、保険料軽減分に係る一般会計からの保険基盤安定繰入金の減額によるものでございます。

第6款国庫支出金第1項国庫補助金の補正額は39万1,000円の増額で、後期高齢者医療システムの改修に係る補助金として、国から交付されるものでございます。

以上、歳入合計205万5,000円の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費の補正額は56万9,000円の減額で、後期高齢者医療システムの改修に関わるもので、改修内容の変更により減額

になるものでございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は148万6,000円の減額で、広域連合へ納付する保険料で保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

以上、歳出合計205万5,000円の減額補正でございます。

補正前の予算額8,474万8,000円に歳入歳出それぞれ205万5,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8,269万3,000円とするものでございます。

以上で議案第87号の説明を終わります。

ただいまご説明いたしました議案第85号 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第87号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、それぞれの事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第85号及び議案第87号について説明を終わります。

次に、議案第86号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、補正予算書51ページをお開きいただきたいと思っております。

介護保険特別会計の2号補正につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第86号 令和2年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ275万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,129万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては、令和3年度介護保険制度改正対応のシステム改修及び成年後見人制度市町村長申立て事案に要する経費について計上したもので、歳入につきましてはそれに伴う国、県補助金及び

一般会計繰入金、前年度繰越金で、財源充当を図ったものでございます。

それでは52ページの第1表歳入歳出予算補正によりまして、款項ごとに内容を御説明いたします。

まず歳入でございます。

第4款国庫支出金第2項国庫補助金88万5,000円の増は、地域支援事業による成年後見人制度市町村長申立て事案に要する経費の補助及び令和3年度介護保険制度改正対応のシステム改修に要する経費の補助金でございます。

第5款県支出金第2項県補助金3,000円の増につきましては、国同様成年後見人制度市町村長申立て事案に要する経費の補助金でございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金186万2,000円の増は、介護保険制度改正対応のシステム改修に要する経費の補助金残についての事務費繰入金が主なものでございます。

第8款繰越金第1項繰越金1,000円の増は、前年度繰越金でございます。

なお、繰越金につきましてはその一部を留保しております。

以上、歳入補正額の合計が275万1,000円でございます。

53ページになります。

歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費273万9,000円の増は、令和3年度介護保険制度改正対応のシステム改修に要する経費の計上でございます。

第3款地域支援事業費第3項包括的支援事業・任意事業費1万2,000円の増につきましては、成年後見人制度市町村長申立て事案に要する経費でございます。

歳出補正額合計275万1,000円、以上補正前の予算額10億3,854万6,000円に歳入歳出それぞれ275万1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億4,129万7,000円とするものでございます。

介護保険特別会計の補正予算につきましては、以上の内容でございます。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第86号について説明を終わります。

次に、議案第88号及び議案第89号、議案第90号、議案第92号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第88号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書の65ページをお開き願います。

議案第88号 令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

令和2年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ85万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,933万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入は繰入金、雑入、町債、歳出は職員人件費や消耗品、委託料などの管理費の補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金5万3,000円の減額は、財源調整により一般会計からの繰入金を減額するものです。

第6款諸収入第1項雑入20万円の減額は、下水道フェア中止に伴い、下水道公社市町村支援助成金を減額するものです。

第7款町債第1項町債60万円の減額は、公営企業会計適用業務委託料の確定により、下水道事業債を減額するものです。

歳入合計で85万3,000円を減額し、2億3,933万4,000円とするものです。

次ページになります。

歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費85万3,000円の減額は、職員人件費の調整、業務委託料の確定による減額、下水道フェア中止に伴う消

耗品などの購入費の減額によるものです。

歳出合計で85万3,000円を減額し、2億3,933万4,000円とするものです。  
次ページをお開き願います。

第2表債務負担行為の補正です。

まず追加でございます。

事項1 令和3年度公共下水道マンホールポンプ点検清掃業務について、期間を令和2年度から令和3年度まで定め、限度額を1,240万円とするものです。公共下水道マンホールポンプ点検清掃業務が今年度で委託期間が終了するため、令和3年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、点検清掃を行うものです。

事項2 工事費等積算システム賃貸借について、期間を令和2年度から令和7年度までとし、限度額を341万5,000円とするものです。公共工事等の積算システムについて、今年度で賃貸借期間が終了するため、令和3年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、積算システムの賃貸借を行うものです。

続きまして変更になります。

事項1 公営企業会計適用業務について、委託業務費の確定により補正前の限度額を2,020万円から1,329万1,000円に変更するものです。期間については、変更はございません。

次ページになります。

第3表地方債の補正です。

変更になります。

起債の目的である公営企業会計適用事業について、事業費の確定により、限度額を280万円から220万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上で令和2年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、80ページをお開き願います。

議案第89号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第89号 令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ521万8,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,547万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入は繰入金、町債、歳出は職員の人件費や役務費、委託料などの管理費の補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金571万8,000円の増額は、財源調整のため一般会計からの繰入金を増額するものです。

第6款町債第1項町債50万円の減額は、公営企業会計適用業務委託料の確定により、下水道事業債を減額するものです。

歳入合計で補正額521万8,000円を増額し、6,547万3,000円とするものです。

次ページになります。

歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費15万3,000円の増額は、職員人件費の調整、緊急工事対応に伴う汚泥引き抜き料の増額、業務委託料の確定による減額によるものです。第2項農業集落排水事業建設費506万5,000円の増額は、粕川処理場上澄み水排水装置が定期点検において異常が確認され、早急な対応が必要になったことに伴う修繕工事費の計上によるものです。

歳出合計で補正額521万8,000円を増額し、6,547万3,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表債務負担行為の補正です。

まず追加です。

事項1 令和3年度農業集落排水処理施設自家用電気工作物保安管理業務について、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を15万4,000円とするものです。農業集落排水処理施設の電気工作物保安管理業務が今年度で委託期間が終了するため、令和3年度からの業務について債務負担行為を設定し、電気工作物の保安管理を行うものです。

続きまして変更です。

事項1 公営企業会計適用業務について、委託業務費の確定により補正前の限度額を1,590万円から1,043万2,000円に変更するものです。期間については変更ございません。

次ページになります。

第3表地方債の補正です。

変更になります。

起債の目的である公営企業会計適用事業について、事業費の確定により、限度額を240万円から190万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上で令和2年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

続きまして、95ページをお開き願います。

議案第90号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第90号 令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第2号)

令和2年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ25万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,894万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入は繰入金、町債、歳出は職員人件費や委託料などの管理費の補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金4万6,000円の増額は、財源調整のため一般会計からの繰入金を増額するものです。

第6款町債第1項町債30万円の減額は、公営企業会計適用事業委託料確定により下水道事業債を減額するものです。

歳入合計で補正額25万4,000円を減額し、6,894万6,000円とするものです。

次ページになります。

歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽管理費25万4,000円の減額は、職員人件費の調整、業務委託料の確定による減額によるものです。

歳出合計で補正額25万4,000円を減額し、6,894万6,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正です。

まず追加です。

事項1 令和3年度戸別合併処理浄化槽管理業務について、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を2,021万3,000円とするものです。合併処理浄化槽管理業務が本年度で委託期間が終了するため、令和3年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、保守点検管理を行うものです。

事項2 令和3年度戸別合併処理浄化槽清掃業務について、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を1,209万5,000円とするものです。戸別合併処理浄化槽清掃業務が今年度で委託期間が終了するため、令和3年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、清掃を行うものです。

事項3 令和3年度合併処理浄化槽設置工事について、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を1,432万9,000円とするものです。

合併処理浄化槽設置工事について、設置希望者に対し速やかに対応するため、令和3年度当初からの工事について債務負担行為を設定し、設置工事を行うものです。

続きまして変更です。

事項1 公営企業会計適用業務について、委託業務費の確定により補正前の限度額を400万円から251万8,000円に変更するものです。期間については変更ございません。

次ページになります。

第3表地方債補正です。

変更になります。

起債の目的である公営企業会計適用事業について、事業費の確定により限度額を150万円から120万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上で令和2年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、117ページをお開き願います。

議案第92号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第92号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和2年度大郷町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用を1万4,000円減額し、2億6,573万8,000円とするものです。第1項営業費用同額計上につきましては、職員人件費の減額によるものです。

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は、次のとおりとする。

事項 給排水管等修繕費について、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を1,020万9,000円とするものです。漏水などによる給水管等の修繕につきまして、令和3年度において緊急性のある修繕が発生した場合に、速やかに対応するために債務負担行為を設定し業務を行

うものです。

(議会の議決を得なければ、流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費、既決予定額1,122万2,000円から補正予定額1万4,000円を減額し、1,120万8,000円とするものです。

令和2年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で令和2年度大郷町水道事業会計補正予算(第4号)の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第88号、第89号、第90号につきましては事項別明細書を御覧いただき、また、議案第92号につきましては補正予算説明書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

議長(石川良彦君) 以上で議案第88号及び議案第89号、議案第90号、議案第92号について説明を終わります。次に、議案第91号について説明を求めます。復興定住推進課長。

復興定住推進課長(武藤亨介君) それでは、議案第91号につきまして提案理由を御説明いたします。

各種会計補正予算及び予算に関する説明書の110ページを御覧願います。

議案第91号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第3号)

令和2年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ445万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,699万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算は、復興ビジョンに掲げた現地再建希望者のためのかさ上げ宅地整備に先立ち、用地取得を行うために実施する用地測量業務

委託費について計上するものであり、一般会計繰入金により財源調整を図ったものです。

それでは111ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正です。

まず、歳入ですが、第1款繰入金第1項他会計繰入金の補正額は445万5,000円の増額で、中粕川地区かさ上げ宅地整備に係る用地取得を目的として行う測量業務委託費に関する一般会計からの繰入金です。

続きまして歳出について御説明いたします。

第1款宅地分譲事業費第2項宅地分譲事業費の補正額は445万5,000円の増額で、中粕川地区被災者向け宅地及び糟川寺の宅地分譲に係る8区画程度、約8,700平米の用地取得を目的として行う測量委託費で、吉田川堤防改修計画のスケジュールに合わせるため、令和3年度早期に用地取得を行う必要があることから、先行して用地測量を実施するものであります。

歳入歳出ともに445万5,000円を計上し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ2,699万1,000円とするものです。

なお、本予算は11月12日に御説明しました中粕川地区復興まちづくり計画を円滑に実施するため、前倒しで業務発注を行うものであり、一刻も早い被災者の生活再建のため、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第91号について説明を終わります。

---

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会となります。

ありがとうございました。

午 後 2 時 1 8 分 散 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員